

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実	3 羽田 雄一	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
	10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	16 安藤 弘司
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
9 藤井 和人			
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀 主 幹 宮本 則幸			
主 任 國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和2年第12回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、24名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、13番 長屋委員、14番 関口委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和2年11月30日に開催されました、令和2年第11回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>12月17日(木)、議会議場におきまして、第3回湧別町議会定例会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>本日令和2年第12回湧別町農業委員会総会を開催しております。</p> <p>以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、農地所有適格法人の要件認定について。別紙の者について、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人要件並びに農地法関係事務にかかる処理基準における農地所有適格法人の判断基準にある、「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」「農業従事要件」を満たしていると認定するものです。</p> <p>このあと議案第3号賃貸借でも説明いたしますが、その前に認定をするものです。</p>

事務局	<p>議案書の3ページをご覧ください。新会社の概要について抜粋してご説明をいたします。</p> <p>第1条、当社は「●●●●」と称します。</p> <p>第3条、当社は本店を北海道紋別郡湧別町東●●番地の●に置きます。</p> <p>当社の代表取締役は、●●●●氏が就任しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
松下委員	<p>代表取締役の●●●●さんの住所はどこでしょうか。</p>
事務局	<p>●●●●さんにつきましては、町外在住者とは承知していますが、正式な住所までは把握しておりませんので、わかり次第改めてお知らせいたします。</p>
松下委員	<p>了解いたしました。</p>
姉崎委員	<p>この法人は現在土地を所有しているのですか。</p>
事務局	<p>現在は所有しておりませんが、この議案が可決されたのち、議案第3号において賃貸借が提案されます。</p>
姉崎委員	<p>了解いたしました。</p>
議 長	<p>そのほかに、質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5議案第2号を議題とします。事務局に議案を朗読説明させます。</p>

事務局

議案書の7ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を行うものであります。本総会において11件の合意解約が提出されております。

内容の説明を致しますので、議案書8ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。

利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は14,737㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年3月29日から令和4年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をした者、中湧別北町、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●●さんです。

利用権設定に係る土地の所在は中湧別北町●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は16,567㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年4月25日から令和8年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をした者、北兵村一区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●●さんです。

利用権設定に係る土地の所在は北兵村一区●●番●の中で、地目は公簿、現況共に畑、面積は12,736㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和元年12月20日から令和6年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をした者、遠軽町、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●●さんです。

利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●外29筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は122,861.86㎡、利用権設定等

事務局

の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年3月31日から令和6年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6・7ページにより位置説明)

続きまして議案書の9ページをご覧ください。番号5番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。

利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●外計8筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は22,269.87㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年12月20日から令和4年10月21日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月10日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をした者、富美、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。

利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は57,914㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年3月27日から令和11年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をした者、富美、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。

利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●の内外計24筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は125,353㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年5月28日から令和9年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月2日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10・11ページにより位置説明)

続きまして番号8番、利用権の設定をした者、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。

利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●の内外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は25,270㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年

<p>事務局</p>	<p>5月28日から令和9年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月2日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料12ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の10ページをご覧ください。番号9番、利用権の設定をした者、上富美、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は上富美●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は50,583㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年9月25日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月2日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料14ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号10番、利用権の設定をした者、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は上富美●●番●の内外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は70,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年9月25日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月2日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料15ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号11番、利用権の設定をした者、上富美、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は上富美●●番●外計5筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は46,302㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年9月25日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年12月2日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料16ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書11ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が1件、賃借権が30件、使用賃借権が1件提出されております。</p> <p>内容の説明を致しますので、議案書12ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●で面積は35,123㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。</p> <p>所有権移転の時期でございますが、令和2年12月22日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年1月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,200,000円でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>次に議案書の13ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内外計8筆で合計面積は27,076㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和12年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は162,000円でございます。</p>

事務局

(別冊資料 2 ページにより位置説明)

番号 2 番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内外計 2 筆で合計面積は 1 4, 7 3 7 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日までの 2 年間となっております、賃貸価格は 7 3, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 3 ページにより位置説明)

番号 3 番、利用権の設定をする者は、中湧別北町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、中湧別北町●●番●で面積は 1 6, 1 1 8 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までの 6 年間となっております、賃貸価格は 6 4, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 4 ページにより位置説明)

番号 4 番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●の内で面積は 1 2, 7 3 6 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの 4 年間となっております、賃貸価格は 5 0, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 5 ページにより位置説明)

番号 5 番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計 2 7 筆で合計面積は 1 2 2, 7 5 8. 3 3 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの 4 年間となっております、賃貸価格は 5 6 0, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 6 ・ 7 ページにより位置説明)

事務局

続きまして議案書の14ページをご覧ください。番号6番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計8筆で合計面積は22,269.87㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和4年10月21日までの2年間となっております、賃貸価格は48,980円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計3筆で合計面積は57,914㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和11年12月31日までの9年間となっております、賃貸価格は289,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●の内外計24筆で合計面積は125,353㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和9年12月31日までの7年間となっております、賃貸価格は438,000円でございます。

(別冊資料10・11ページにより位置説明)

続きまして議案書の15ページをご覧ください。番号9番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●の内外計4筆で合計面積は25,270㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和9年12月31日までの7年間となっております、賃貸価格は88,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

番号10番、利用権の設定をする者は、上富美、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用

事務局

権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●外計2筆で合計面積は7,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は18,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

番号11番、利用権の設定をする者は、上富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●で面積は50,583㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和5年12月31日までの3年間となっております、賃貸価格は177,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号12番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●の内外計6筆で合計面積は70,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和5年12月31日までの3年間となっております、賃貸価格は140,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号13番、利用権の設定をする者は、上富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●外計5筆で合計面積は46,302㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和5年12月31日までの3年間となっております、賃貸価格は162,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

番号14番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●で、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●で面積は8,425㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でござ

事務局

ございますが、本日、令和2年12月22日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は29,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

番号15番、利用権の設定をする者は、錦町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計3筆で合計面積は25,220㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和12年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は124,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

番号16番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計2筆で合計面積は25,371㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和7年10月27日までの5年間となっております、賃貸価格は71,020円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして議案書の16ページをご覧ください。番号17番、利用権の設定をする者は、北広島市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計3筆で合計面積は48,088㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和12年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は250,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

番号18番、利用権の設定をする者は、東、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計4筆で合計面積は45,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和7年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は247,000円でございます。

事務局

す。

(別冊資料 2 1 ページにより位置説明)

番号 1 9 番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計 2 筆で合計面積は 4 7, 7 9 4 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間となっており、賃貸価格は 2 1 5, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 2 ページにより位置説明)

番号 2 0 番、利用権の設定をする者は、福島、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、曙町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●外計 2 0 筆で合計面積は 1 8 0, 3 6 2 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までの 3 年間となっており、賃貸価格は 8 1 1, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 3 ページにより位置説明)

続きまして議案書の 1 7 ページをご覧ください。番号 2 1 番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●外計 1 0 筆で合計面積は 1 2 3, 0 0 5. 0 2 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 3 6 9, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 4 ページにより位置説明)

番号 2 2 番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●で面積は 5 7, 3 9 6 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 2 8 6, 0 0 0 円でございます。

事務局

(別冊資料 2 5 ページにより位置説明)

番号 2 3 番、利用権の設定をする者は、錦町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●さんでございませう。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内外計 4 筆で合計面積は 9, 0 2 9 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。利用権の期限でございませうが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 6 3, 0 0 0 円でございませう。

(別冊資料 2 6 ページにより位置説明)

番号 2 4 番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●さんでございませう。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●で面積は 1, 1 8 2 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。利用権の期限でございませうが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 8, 0 0 0 円でございませう。

(別冊資料 2 7 ページにより位置説明)

番号 2 5 番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札富美、●●●●さんでございませう。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計 1 4 筆で合計面積は 1 2 0, 5 2 4 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。利用権の期限でございませうが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 2 2 年 1 2 月 3 1 日までの 2 0 年間となっており、賃貸価格は 4 8 2, 0 0 0 円でございませう。

(別冊資料 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 ページにより位置説明)

続きまして議案書の 1 8 ページをご覧下さい。番号 2 6 番、利用権の設定をする者は、中湧別南町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございませう。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計 4 筆で合計面積は 2 0, 2 4 0 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。利用権の期限でございませうが、本日、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 8 0, 0 0 0 円でございませう。

(別冊資料 3 1 ページにより位置説明)

事務局

番号27番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●1外計3筆で合計面積は15,485㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は108,000円でございます。

(別冊資料32ページにより位置説明)

番号28番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計2筆で合計面積は2,975㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は20,000円でございます。

(別冊資料33ページにより位置説明)

番号29番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計5筆で合計面積は24,467㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は120,000円でございます。

(別冊資料34ページにより位置説明)

番号30番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●の内外計4筆で合計面積は34,351㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和12年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は90,000円でございます。

(別冊資料35ページにより位置説明)

続きまして議案書の19ページをご覧ください。使用貸借権です。番号1番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●●さんで、利用権の

事務局	<p>設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計51筆で合計面積は296,631.63㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和2年12月22日から令和12年12月31日までの10年間となっております。</p> <p>(別冊資料36・37・38・39・40・41・42ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
姉崎委員	<p>議案中、賃貸期間が20年の案件があるが違法ではないのか。</p>
事務局	<p>民法で20年まで認められておりますので、適法であります。</p>
姉崎委員	<p>了解いたしました。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。</p> <p>これで、令和2年12回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 14時05分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員